

令和6年4月からの義務化について

障害児支援共通

- 安全計画の策定について
- 自動車を運行する場合の所在確認について
- 保育士特定登録取消者管理システムについて

障害児入所施設

- 移行支援計画の作成

安全計画の策定等について

【義務付けの内容】

令和5年4月1日より、次の事項が義務化（送迎の有無にかかわらず、全事業者が対象）

- ①障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること。
- ②安全計画について従業者に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと。
- ③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- ④安全計画は定期的に見直しをすること。

自動車を運行する場合の所在確認

【自動車を運行する場合の所在確認】

障がい児の事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障がい児の所在を確認すること。 **（全事業者が対象）**

【送迎車両の安全装置の設置】

障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（ブザー等）を備え、当該装置により、障害児の所在を確認すること。
（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所が対象）

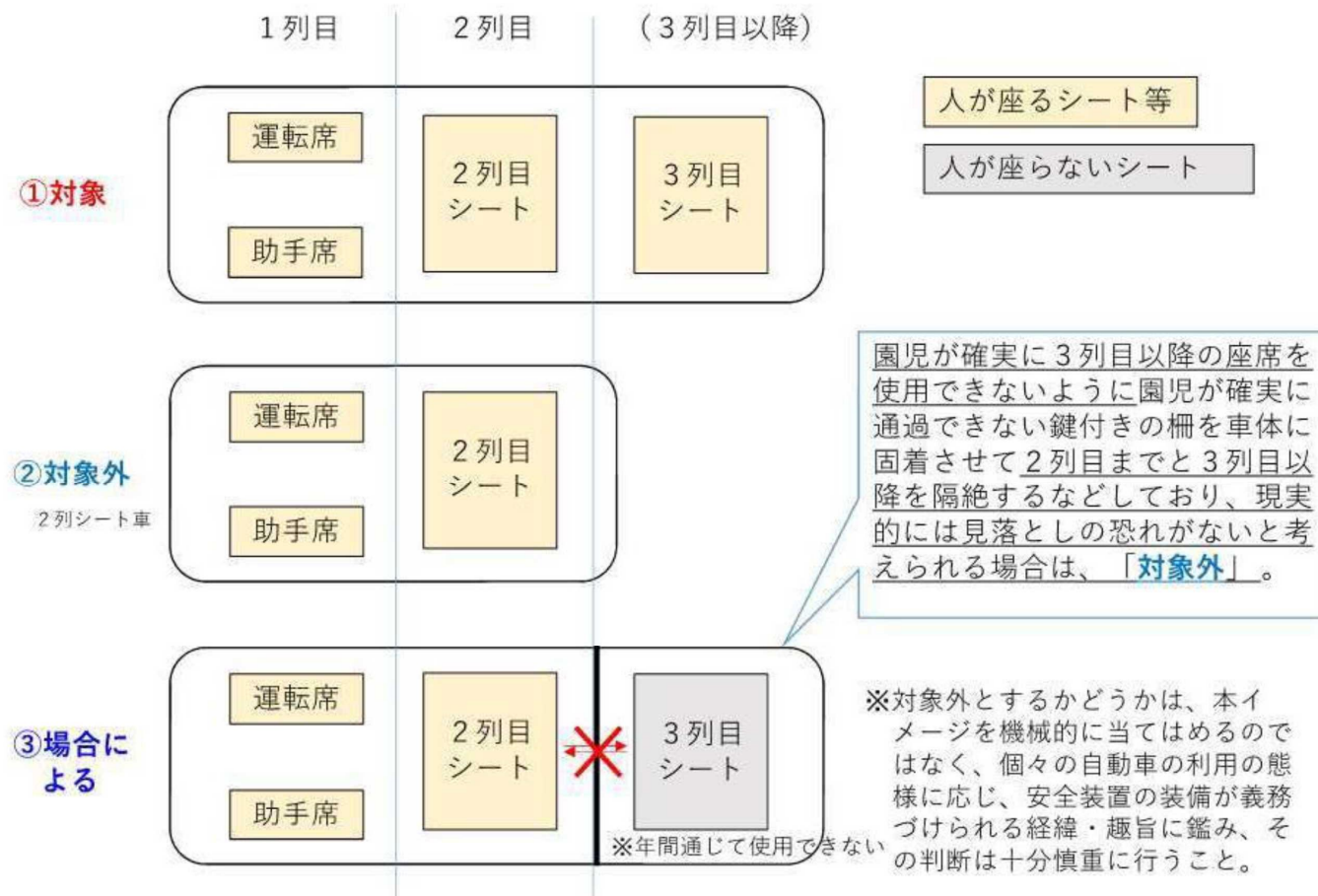
※ブザー等の設置が義務となる自動車

ブザー等の設置が義務となる自動車は、**原則、日常的に運行する通所を目的とした自動車のうち、座席が3列以上（運転席＋2列以上）の自動車** *イメージを確認すること

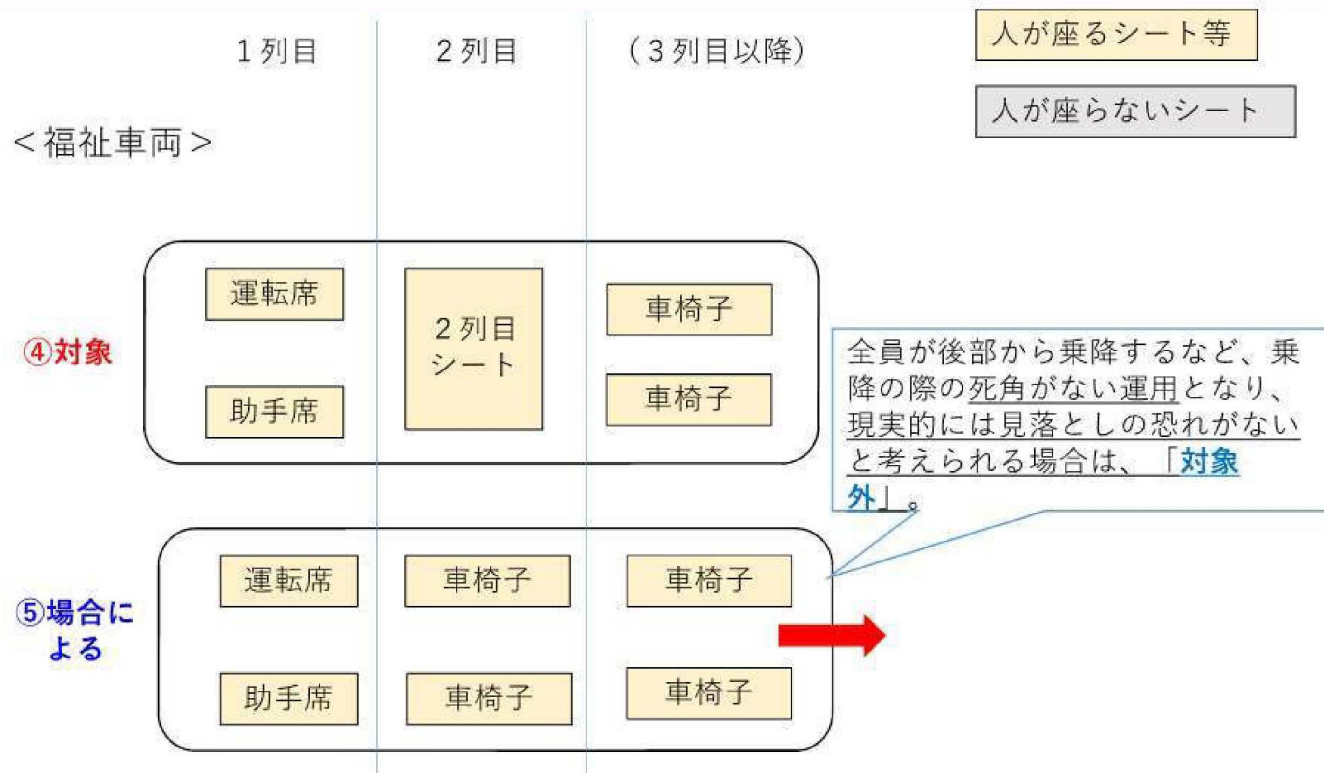
※設置するブザー等

ブザー等は、国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものを設置すること。
上記ガイドラインに適合する装置のリストについては、こども家庭庁ホームページで確認。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②

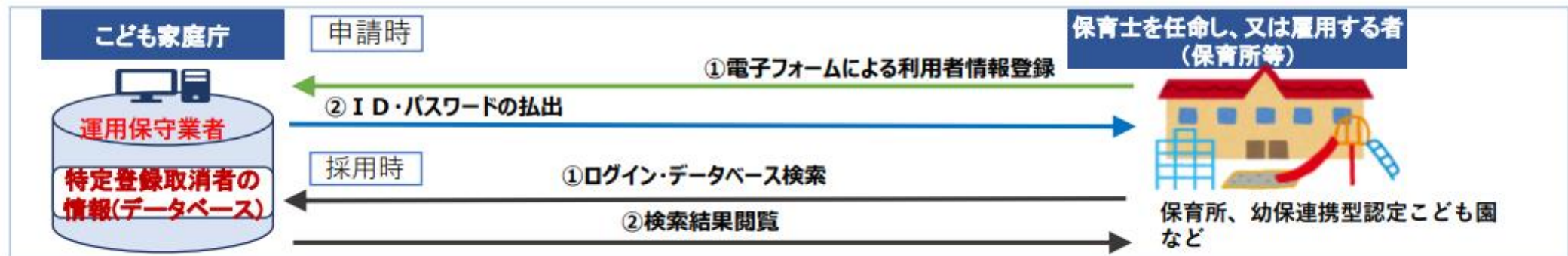


※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

保育士特定登録取消者管理システムの概要

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。**
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（令和6年4月1日）**

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ 但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



① 移行支援計画の作成（基準）〔福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設〕

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める

運営基準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

【新設・一部改正】

（指定障害児入所施設等の一般原則）

- 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効率的に指定入所支援を提供しなければならない。（第3条・見直し）
- 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。（第20条第1項・見直し）
- 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（第21条の2第1項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。（同条第2項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。（同条第3項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。（同条第4項・新設）

※このほか入所支援計画作成の規定を準用

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

ポイント

- 本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行等により、障害児入所施設は原則18歳未満、最長22歳までの利用となり、入所児童について、都道府県・政令市の調整の下、障害児入所施設から成人期の生活へ円滑な移行に向けた取組が進められることを踏まえ、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、同計画に基づき、個々の状況に応じた丁寧・着実な移行支援を進めることとしたもの
- 移行支援計画の作成・見直しの手順や留意点については、入所支援計画の作成と同様。なお、移行支援計画の作成を含めた「移行支援の手引き」（令和3年12月の移行調整の手引きの見直し）を令和6年度早期に発出予定
- 15歳未満の障害児であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、移行支援計画を作成することが望ましい。この場合に、移行支援関係機関連携加算等の算定も可能。また、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合には、入所支援計画に退所に向けた支援の内容を盛り込むことで作成に代えることが可能

令和6年4月報酬改定について

児童発達支援・放課後等デイサービス

- 支援プログラムの作成・公表
- 個別支援計画（基本報酬・延長支援加算）
- 児童指導員等加配加算
- 専門的支援体制加算/専門的支援実施加算
- 強度行動障害児支援加算

保育所等訪問支援

- 訪問支援員特別加算
- 他職種連携支援加算

児童発達支援センター等

- 中核機能強化（事業所）加算

2. (1)総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業員の意見も聞いて作成すること
※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

【参照法令等】

運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）

報酬告示：第1の注3（4）7の4（児発）、第3の1の注4の（4）（放デイ）、第4の1の注3の（3）

①総合的な支援の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設・見直し】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（第26条第4項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）心身の健康等に関する領域との関連性（中略）を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

ポイント

- 本基準は、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることを踏まえ、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保や、指定児童発達支援の質の評価・その改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたもの
- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な内容等の記載において、5領域との関連性を明記することを求める。
※ 個別支援計画の参考様式について、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援改革の取扱いの変更について」（令和6年3月15日こども家庭庁障害児支援課事務連絡）を参照。なお、令和6年4月までに利用を開始した児については、次回の個別支援計画の見直しのタイミングで計画の見直しの対応を行うことを可能とする
- 個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

＜児童発達支援センター（障害児）＞ 定員30人以下	1086単位/日
＜児童発達支援（障害児）＞ 定員10人以下	885単位/日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞ 定員10人以下 授業終了後	604単位/日
学校休業日	721単位/日

※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定



【改定後】

＜児童発達支援センター（障害児）＞		
定員30人以下	時間区分1（30分以上1時間30分以下）	1104単位/日
	時間区分2（1時間30分超3時間以下）	1131単位/日
	時間区分3（3時間超5時間以下）	1184単位/日
＜児童発達支援（障害児）＞		
定員10人以下	時間区分1（30分以上1時間30分以下）	901単位/日
	時間区分2（1時間30分超3時間以下）	928単位/日
	時間区分3（3時間超5時間以下）	980単位/日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞		
定員10人以下	時間区分1（30分以上1時間30分以下）	574単位/日
	時間区分2（1時間30分超3時間以下）	609単位/日
	時間区分3（3時間超5時間以下）	666単位/日

※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能
※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

ポイント

- 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分1」支援時間30分以上1時間30分以下、「時間区分2」同1時間30分超3時間以下、「時間区分3」同3時間超5時間以下の3区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする
- 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める
- 支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にすることがある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない
- 本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

4. (2) 預かりニーズへの対応

① 延長支援加算の見直し〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】延長支援加算

営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

対象者/時間	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日

【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満（※2）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児 医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

ポイント

要・市町村による児の判定（重症児・医ケア児の場合）
要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの

【主要要件】

- ・支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
 - ・運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
 - ・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
 - ・上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（1時間以上）を行うこと（※）支援が必要な理由、延長支援時間
 - ・延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）
 - ・延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと
- 延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること
 - 算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）
 - 延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと
 - 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

③ 児童指導員等加配加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

児童指導員等加配加算		
＜児童発達支援センター（障害児）＞		
理学療法士等を配置	区分に応じて	2.2～6.2単位/日
児童指導員等を配置	同	1.5～4.1単位/日
その他の従業者を配置	同	1.1～3.0単位/日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞		
理学療法士等を配置	区分に応じて	7.5～18.7単位/日
児童指導員等を配置	同	4.9～12.3単位/日
その他の従業者を配置	同	3.6～9.0単位/日



【改定後】

児童指導員等加配加算		
＜児童発達支援センター＞		
<u>児童指導員等を配置</u>		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	2.2～6.2単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	1.8～5.1単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	1.5～4.1単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	1.3～3.6単位/日
その他の従業者を配置		
		1.1～3.0単位/日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞		
<u>児童指導員等を配置</u>		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	7.5～18.7単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	5.9～15.2単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	4.9～12.3単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	4.3～10.7単位/日
その他の従業者を配置		
		3.6～9.0単位/日

※「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること
- ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
- ・勘案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

○ 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位数を算定する

○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

【参照法令等】

報酬告示：第1の1の注8（児発）、第3の1の注7（放デイ） 基準告示（270）：1の3（児発）、7（放デイ）

④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

専門的支援加算

<児童発達支援センター（障害児）>
 理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日
 児童指導員を配置 同 15～41単位/日

<児童発達支援事業所（障害児）>
 理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日
 児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算 54単位/回

※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

【改定後】

専門的支援体制加算…①

<児童発達支援センター> 区分に応じて15～41単位/日
 <児童発達支援事業所（障害児）> 同 49～123単位/日

専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度（放デイは月2回～最大月6回を限度）

ポイント 要・都道府県への届出（人材の配置）

- 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するもの（両加算を併せてとることが可能）

【主な要件】

<専門的支援体制加算>

- 基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を1以上配置（常勤換算）していること

（※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

<専門的支援実施加算>

- 理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上で小集団（2まで）の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること
- 計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
- 計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること
- 対象児ごとの支援記録を作成すること

- 専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

児童発達支援：限度回数4回（月利用日数12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

放課後等デイサービス：限度回数2回（月利用回数6日未満の場合） 同4回（同6日以上12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】〔児童発達支援〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位/日
 ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



【改定後】

強度行動障害児支援加算 200単位/日
（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）
 ※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント 要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】

- ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

【主な要件】

- ・実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成
 ※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあつては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあつては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
 - ・共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能とする
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中において、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
 - 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の8の2（児発）
 基準告示（270）：1の7（対象）、1の8（支援）

3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

② 放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】（放課後等デイサービス）

○ 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】
 強度行動障害児支援加算 155単位/日
 ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合



【改定後】
 強度行動障害児支援加算(I) (児基準20点以上) 200単位/日…①
 強度行動障害児支援加算(II) (児基準30点以上) 250単位/日…②
(加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日)
 ※①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合
 ②強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準30点以上)に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント 要・市町村による児の判定
 要・都道府県への基準適合の届出

- 加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。
【対象となる児】 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
【主な要件】
 - ・実践研修修了者を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成…①
 - ・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）…②
 - ・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③
- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】 強度行動障害を有する児（児基準30点以上）
【主な要件】 ・①～③に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）、中核的人材研修修了者による助言
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】報酬告示：別表第3の6の2（放デイ） 基準告示（270）：8の2（対象）、8の3（支援）

①効果的な支援の確保・促進（訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等）〔保育所等訪問支援〕

- 運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第79条により準用される第27条第5項）

ポイント

（訪問先と連携した個別支援計画の作成）

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、児童発達支援管理責任者に対し、個別支援計画の作成に当たり、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者と当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該個別支援計画について意見を求めることとしたもの。会議についてはオンラインを活用することが可

（支援時間の下限の設定）

- 訪問支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。現に要した訪問支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本とするが、障害児又は訪問先施設の事情による場合には算定を可能とする。なお、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

（オンラインの活用の推進）

- 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンスについて、業務効率化の観点から、オンラインで行うことも推奨する（「保育所等訪問支援ガイドライン」においてお示しする予定（令和6年度早期に作成・発出予定））。関係機関連携加算（新設）において、会議をオンラインで行うことも可とするとともに、家族支援加算（見直し）において、オンラインでの実施について新たに評価を行う

【参照法令等】

基準省令：第79条により準用される第27条第5項 報酬告示：第5の1の注2

④ 訪問支援員特別加算【見直し】〔保育所等訪問支援〕

- 支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

訪問支援員特別加算 679単位/日

- ※ 保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合



【改定後】

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日…①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上（保育所等訪問支援等の業務従事5年以上）の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満（保育所等訪問支援等の業務従事3年以上）の職員の場合

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

- 本加算は、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくは障害児入所施設等の従業者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った場合に算定をするもの ※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

【要件】

<訪問支援員特別加算（Ⅰ）>

以下の①若しくは②に規定する期間が10年以上の者又は③に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと

<訪問支援員特別加算（Ⅱ）>

以下の①若しくは②に規定する期間が5年以上の者又は③に規定する期間が3年以上の者を配置し、当該者が保育所等を訪問して支援を行うこと

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等（指定保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む）の業務に従事した期間

【参照法令等】

報酬告示：第5の1の2

基準告示（270）：10の6（人材の基準）

③多職種連携支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援〕

- 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

単位数 (新旧)

【現行】
なし



【改定後】
多職種連携支援加算【新設】 200単位/回 (月1回を限度)
 ※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

ポイント

要・都道府県への届出 (人材の配置)

- 本加算は、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により支援を行った場合に、算定するもの
 【主な要件】
 - ・ 2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行うこと。複数人のうち1人は、訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員であること
 - ・ 複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有していること。具体的には、以下の①～⑦のうち、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であること
 - ①保育士・児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員、⑦心理担当職員
 - ・ あらかじめ当該児童のアセスメントに基づき、多職種連携による支援の必要性と支援内容を個別支援計画に明記し、保護者の同意を得ること
 - ・ 支援にあたる複数人が、支援の提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと
 - ・ 訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録を行うこと
- 本加算は、月1回を限度として算定するものであるが、居宅訪問型児童発達支援の利用開始直後や状態の悪化等の場合、居宅訪問型児童発達支援計画策定時や更新時など、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人が連携しての多角的なアセスメントや支援が求められるで行われるタイミングで活用されることが望ましい

【参照法令等】
 報酬告示：別表第4の1の4 (居宅訪問型児発)、別表第5の1の5 (保育所等訪問支援)

④ 強度行動障害児支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

強度行動障害児支援加算【新設】 200単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

ポイント

要・市町村による児の判定
要・都道府県への基準適合の届出（支援の基準適合）

- 本加算は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定保育所等訪問支援事業所）が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、当該修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
 - 【対象となる児】
 - ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）
 - 【主な要件】
 - ・実践研修修了者の配置（児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シート等の作成
 - ※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
 - ・実践研修修了者又は基礎研修修了者による支援計画シート等に基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が1月に1回以上当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認（訪問して行うことが望ましいが、オンラインや記録等によることも可）すること
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこと

【参照法令等】

報酬告示：別表第4の1の5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の7（保育所等訪問支援）

施設基準告示（269）

基準告示（270）10の2の3（居宅・対象児）、10の2の4（居宅・支援）、10の8（保育所等・対象児）、10の9（保育所等・支援）

1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

① 中核機能強化加算【新設】〔児童発達支援センター〕

○ 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。

(※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

単位数(新旧)

【現行】
なし



【改定後】

中核機能強化加算【新設】	※単位数は利用定員区分ごとに設定
中核機能強化加算(Ⅰ)	55単位～155単位/日
中核機能強化加算(Ⅱ)	44単位～124単位/日
中核機能強化加算(Ⅲ)	22単位～62単位/日

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出(※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。リスト掲載事業所から都道府県に届出)

○ 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】

<加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)共通の基本要件>

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること
- ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること(市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等)
- ③ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
- ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること(定期的な情報共有、研修会の開催、助言援助等の実施等)
- ⑤ インクルージョンの推進体制を確保していること(保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等)
- ⑥ 入口としての相談機能を果たす体制を確保していること(障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等)
- ⑦ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
- ⑧ 自己評価の項目について、外部の者による評価(自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等)を概ね1年に1回以上受けていること
- ⑨ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること

<各加算の要件> ※加算(Ⅰ)イロハ全てに適合 加算(Ⅱ)イ・ロに適合 加算(Ⅲ)イ又はロのいずれかに適合

- イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う専門人材として、常勤専任で1以上加配
(ハの資格者等で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)
- ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる専門人材として、常勤専任で1以上加配(同上)
- ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士(※1)、児童指導員(※1)の全ての職種を配置(※2)し、連携して支援を行っていること

(※1) 障害児通所支援又は入所支援の業務に3年以上従事した者に限る (※2) 基準人員等でも可。2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可

○ イ・ハにより加配した専門人材(中核機能強化職員)について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可とする(ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可)

【参照法令等】

報酬告示：第1の注7 基準告示(270)1

1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

② 中核機能強化事業所加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

中核機能強化事業所加算【新設】 7.5単位～18.7単位/日 ※単位数は利用定員区分ごとに設定
 （主として重症心身障害児を通わせる事業所 12.5単位～37.4単位/日）
 ※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。対象リスト掲載事業所から都道府県に届出）

- 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核的役割を担うと位置付ける指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること
 - ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等）
 - ③ 専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
 - ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること
 - ⑤ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
 - ⑥ 自己評価の項目について、外部の者による評価（自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等）を概ね1年に1回以上受けていること
 - ⑦ 主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する専門人材として、常勤専任で1以上加配
 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る）
- ⑦により加配した専門人材（中核機能強化職員）について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で地域支援にあたることを可とする（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）

【参照法令等】

報酬告示：第1の注7の2（児発）、第3の6の5（放デイ）
 基準告示（270）1の2（児発）、6の2（放デイ）